

令和 2 年 7 月 7 日
第 225 回都市計画審議会

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の都市計画変更の原案について

都は、都市計画法第 6 条の 2 に基づく「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（都市計画区域マスタープラン）の都市計画変更の原案を、つぎのとおり取りまとめた。

1 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」は、都道府県が定める都市計画の基本的な方針である。区市町村を超える広域的見地から、都市計画区域全域を対象とした、(1)都市計画の目標、(2)市街化区域および市街化調整区域の区分の方針、(3)土地利用、都市施設の整備および市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針を定めるものである。

※ 区市町村は、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即して、より地域に密着した見地から、都市計画法第 18 条の 2 に基づき都市計画マスタープランを定める。

2 改定の基本的な考え方

「未来の東京 戦略ビジョン」（令和元年 12 月策定）で示した方向性や「都市づくりのグランドデザイン」（平成 29 年 9 月策定）を踏まえるとともに、社会経済情勢の変化や国の動向などを反映させるため改定を行う。目標年次は 2040 年代（おおむね 20 年後）とする。

3 今後の予定

令和 2 年 7 月 1 日～15日	都市計画原案の公告・縦覧、公述の申出受付（東京都）
7 月 7 日	練馬区都市計画審議会へ原案報告
8 月 20 日、21 日	都市計画原案に係る公聴会（東京都）（公述の申出があった場合）
10 月	東京都から意見照会
12 月	都市計画案の公告・縦覧、意見書受付（東京都） 練馬区都市計画審議会へ諮問
令和 3 年 1 月	東京都へ意見回答
2 月	東京都都市計画審議会へ付議（東京都）
3 月	都市計画変更・告示（東京都）

4 添付資料

- (1) 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（原案）の概要 説明資料②（別添）
- (2) 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（原案） 説明資料③（別添）

5 参考

〔「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の位置付け〕

